

【高齢者民間緊急通報システム（生活リズムセンサー型）のご案内】

【事業内容】

自宅内で、体調が急変するなどの緊急時に、通報装置やペンダントのボタンを押したとき、または、生活リズムセンサーが異常を感知したときに、民間緊急通報システム事業者のコールセンターに通報が入ります。24時間体制でコールセンターに待機しているスタッフが状況に応じ、119番通報や緊急連絡先に指定されている方へ連絡します。

緊急時以外にも、相談ボタンを押して、健康・医療などについて相談することができます。

※介護・介助（トイレ・入浴などの介助、転倒時の起き上がり介助、日常生活でのベッドへの移動等）を目的に通報することはできません。

※電話回線は固定電話のみ利用でき、単独NTTアナログ回線が基本です。その他の回線も一部ご利用いただけます。ただし、携帯電話のみの方は利用できません。

【対象者】

- ① 65歳以上のひとりぐらし及び高齢者のみ世帯
- ② 日中独居世帯 ※週5日以上、かつ通勤時間を含む1日8時間以上就労している方がいる世帯。（対象者を除く世帯員全員分の就労証明書が必要です。）

【月額費用負担】

生活保護受給世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯	0円
住民税非課税世帯	400円
住民税課税世帯	1,400円

※自己負担金は、月の途中での利用及び解約した場合でもその月の負担金はかかります。

※支払いを怠った場合は、利用取消しとなります。

==== 申請書を記入する前に必ず下記事項をご確認ください ====

①設置工事完了までの期間について

申請後、機器が設置されるまでに約2ヵ月程度かかりますので、ご了承ください。

②電話回線確認表・承諾書（※承諾書は該当する場合）について

NTTアナログ電話回線が基本です。それ以外の回線を利用している方は、電話回線に係る承諾書を一緒にご提出いただきます。

※ISDN、ビジネスホン、共同電話、ピンク電話フュージョン・コミュニケーション、東京ガス（マイツーホー）、VoLTE（ボルテ）はご利用いただけません。

※東京ガス（マイツーホー）のPHSタイプは利用可能です。

※使用電話回線がどこの会社のものであるかは、電話料金の請求書または領収書等の発行元を見て確認してください。

（裏面もあります）

③高齢者民間緊急通報システム機器設置について（該当する場合）

※民間の賃貸住宅等にお住まいの方は、機器設置承諾書（申請書裏面）による家主・管理人等の承諾が必要です。所有者又は管理会社にお問合せください。

※UR 賃貸・区営住宅・都営住宅の場合は必要ありません。

【都民住宅の場合】

JKK 東京お客様センター（☎0570-03-0071）

【住宅供給公社の場合】

住宅供給公社お客様センター（☎0570-03-0031）

上記連絡先へお問合わせの上、模様替え申請等、許可申請が必要かご確認ください。

《機器設置に関して》

リズムセンサーの送信機を壁にネジ2本で固定します。使用するネジの大きさは、長さ2.0cm、口径5mm以内のものです。

④対象者以外の世帯員全員の就労証明書について（該当する場合）

65歳未満の方と同居している場合は会社等が発行する「就労証明書」をご提出いただきます。

※就労証明書が必要な方は、週5日以上、かつ通勤時間を含む1日8時間以上の就労がある同居の方です。これ以外の就労形態の同居の方がいる場合は、対象者となりません。

就労証明書は、区で用意している書式がありますのでご利用ください。勤務先の任意の書式でも構いませんが、区で用意している書式の内容が証明されていることをご確認の上、ご提出ください。

※同居の方が学生の場合は、学生証のコピーの添付が必要になります。

⑤鍵の保管について

緊急通報があった場合は、委託事業者がご自宅へ行き、安否確認を行います。

そのため、委託事業者に鍵を預けていただくか、キーボックスを利用していただきます。

※キーボックスは、ご自身で購入していただくか、委託事業者から購入することもできます。

【お問い合わせ】

長寿社会推進課高齢者相談係（3579-2464）

【申し込み】

名 称	住 所	電 話 番 号
長寿社会推進課高齢者相談係	板橋区板橋2-66-1 板橋区役所北館2階	3579-2464
おとしより保健福祉センター	板橋区前野町4-16-1	5970-1119
おとしより相談センター (地域包括支援センター)	住所地により担当が変わりますので、長寿社会推進課高齢者相談係までお問い合わせください。	